



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 27, 2022年9月～10月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2022年9月～10月）

内容

A: 豪 APRA、健全性規制の現代化を開始（9月12日）	3
B: IOSCO、サステナビリティ関連情報の保証基準に対する見解を表明（9月15日）	3
C: ESAs、欧州の金融システムの現状にかかるレポートを公表（9月20日）	5
D: EIOPA、保険の免責にかかる監督上のステートメントを発出（9月22日）	6
E: EIOPA、サイレント・サイバーにかかる監督上のステートメントを発出（9月22日）	7
F: ESRB、欧州連合の金融システムの脆弱性に関する警告を発出（9月22日）	9
G: 英 FCA、生活費の高騰を受けた消費者への対応を保険会社に要請（9月29日）	10
H: EIOPA、2023～2026年の戦略を公表（9月30日）	11
I: 星 MAS、流動性リスクの管理およびストレス・テストの強化を要請（9月30日）	13
J: EIOPA、バンカシュアランスに対する警鐘を発信（10月4日）	14

A: 豪 APRA、健全性規制の現代化を開始（9月12日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、今後数年間かけて、健全性規制の構造（architecture）を現代化していくことを表明した。その柱となるのは、①ベター・レギュレーション、②デジタル・ファースト、③新たなリスクへの規制上の対応、の3つ。各柱の概要は以下のとおり。

ベター・レギュレーション	<ul style="list-style-type: none"> 健全性規制の枠組みの設計を改善する。その目的は、同枠組みを、まとまりがあり、容易に理解でき、簡易にアップデートでき、かつ、アクセスしやすいものとする。それには、基準やガイダンスの構造やアプローチを統合し、簡素化するとともに、可能な場合には、要件を合理化することを含む。 その第一歩として、APRAは銀行の取締役のための新たなガイダンスを策定している。
デジタル・ファースト	<ul style="list-style-type: none"> APRAは、デジタル・ファースト・アプローチを採用することを意図している。ベター・レギュレーションをサポートするため、SuptechやRegtechの活用を模索するなど、規制の枠組みへのアクセスや理解を促進するためにどのようにデジタル・ツールを利用し得るかを検討する。 その第一歩として、APRAは現行のウェブサイト改善を計画している。また、内部用のデジタル・ハンドブックのプロトタイプを作成中である。
新たなリスクへの規制上の対応	<ul style="list-style-type: none"> 暗号資産、DLT（分散型台帳技術）、気候変動に関連する財務リスク、サイバーセキュリティなどの新たなリスクについて、APRAは、現行の規制に新たな基準を付け加えるのではなく、可能な場合には、現行の要件を高度化する方法を検討している。

インプリケーション：規制が体系的に整理されることで、規制に対する理解の向上につながり、それはベター・レギュレーションの実現の一要素となる。また、デジタル・ツールの活用により、規制・監督の効率化と実効性の向上につながる事が期待される。新たなリスクに対する規制上の対応については、APRAが今後どのようなアプローチを採るのが注目に値しよう。

（出所）APRA ‘APRA outlines plans to modernise the prudential architecture’

B: IOSCO、サステナビリティ関連情報の保証基準に対する見解を表明（9月15日）

- 証券監督者国際機構（IOSCO）は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）と国際会計士倫理基準審議会（IESBA）によるサステナビリティ関連の報告にかかる保証に関する作業について、その見解を表明した。主な内容は以下のとおり。

専門的な（profession-agnostic）基準、タイムリーな進捗、コラボレーションの重要性	<ul style="list-style-type: none"> 投資家にフォーカスしたサステナビリティ関連の情報に対して高まる需要と変化の速度に照らすと、適正な手続きに従いつつ、マーケットの状況を理解し、作業を速く進めることが重要である。 IOSCOは、保証業務が監査法人によって提供されるか否かに関わらず適用され得る、現行の要件や原則（過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務（ISAE 3000（改訂）、温室効果ガス報告に対する保証業務（ISAE 3410）、ISO 14065、職業会計士のための国際倫理規程等）を踏まえてサステナビリティ関連の基準を策定するというIAASBとIESBAの計画を歓迎する。
---	--

	<ul style="list-style-type: none"> - IOSCOは、IAASBとIESBAが互いに、また、サステナビリティ関連情報にかかるいくつかの保証業務において現在利用されているその他の枠組みの提供者と協力して取り組むことを奨励する。 - サステナビリティ関連の情報と財務報告の間における保証サービスについて、それらのサービスが同じ者によって提供されているか否かに関わらず、それらの基準が両者の結合（connectivity）をサポートすることが重要である。 - IOSCOは、IAASBとIESBAがISSBとの対話を開始したことも歓迎する。IOSCOは、基準設定者として、それぞれの作業プログラムを推進する際、国際的な財務報告、サステナビリティ報告および保証の基準の間における比較可能性を確保するため、引き続き緊密に連携することを奨励する。
透明性の促進へのフォーカス	<ul style="list-style-type: none"> • サステナビリティ関連報告の信頼性を高めるため、投資家は、監査法人によって提供されるか否かに関わらず、専門的、技術的および倫理的な基準に従って、第三者の保証業務が同等の高い品質で行われているという信用を必要としている。また、現状では、どの項目が保証を受けているのか、どの基準が適用されているのか、どの水準の保証が適用されているのかが、サステナビリティ関連の情報の利用者にとって常に明確ではない。IOSCOは、IAASBに対して、特に以下のことを期待する。 <ul style="list-style-type: none"> - 要素が保証を受け、基準が適用され、結論が導かれ、また、限定的もしくは合理的な保証が提供されることについて、透明性を促進する明確な要件を定めること。 - 提供者の種類や基準のステータス（強制的か否か）に関わらず、基準がそうした透明性をどのようにサポートし得るかを検討すること。
困難な事項への対応	<ul style="list-style-type: none"> • サステナビリティ関連報告は、財務報告と比べると、一般的に、よりナラティブな情報やフォワードルッキングな情報、発行体のバリュー・チェーンに関する情報などを伴う。また、開示のフォーマットなども異なる。IOSCOは、IAASBに以下のことを期待する。 <ul style="list-style-type: none"> - ISAE 3000（改訂）、ISAE 3410、EERガイダンスにおける現行の基準をベースに基準を策定する際に、上記の事項を勘案すること。 - 特定の開示項目の保証の優先順位に関する投資家からのフィードバックを注意深く検討すること。 - 強固なメソッドロジーや厳格なリスク評価プロセスを用いることに関するガイダンスを含めることを検討すること。

インプリケーション：サステナビリティ関連情報の保証基準にかかる重要性は、例えば、金融安定理事会（FSB）も2022年7月に公表したプログレス・レポートにおいて言及しているところ¹。各国の証券・資本市場の監督当局の意向を踏まえた保証基準が策定されることが期待されるものの、同時に、保証の提供者の能力の開発も必要となろう。

（出所）IOSCO ‘IOSCO encourages standard-setters’ work on assurance of sustainability-related corporate reporting’

¹ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 25, 2022年7月～8月）」記事Dを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202208_ins_regulation.pdf

C: ESAs、欧州の金融システムの現状にかかるレポートを公表（9月20日）

- 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督当局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）の3つの組織から成る。）は、「EUの金融システムにおけるリスクと脆弱性に関する共同委員会レポート」を公表した。同レポートにおける、昨今のマーケット等の動向を踏まえた監督当局および金融機関への政策提言の概要、ならびに、保険セクターに関する主な記述は以下のとおり。

<p>政策提言</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関および監督当局は、金融セクターにおける資産価値の劣化に引き続き備えておくべきである。監督当局は、不動産向け融資やパンデミック対応にかかる政策の恩恵を受けていた資産、インフレーションやエネルギーおよび商品の価格の上昇に脆弱な資産の質を継続してモニタリングすべきである。 政策金利のさらなる上昇やリスク・プレミアムの突然の拡大が金融機関や市場参加者に対して与える影響は、注意深くモニタリングされるべきである。リスク・プレミアムの調整の不確実性と一体となったインフレ圧力は、さらなるマーケット調整の懸念を生じさせている。金利の上昇は、銀行の収益見通しを改善するものとなると期待されるものの、債券価格の下落や、調達コストや事業コストの上昇につながり得る。企業および銀行セクターの信用リスクは、保険会社にとって引き続き主要な懸念となっている。 金融機関および監督当局は、インフレ・リスクの影響を注意深くモニタリングすべきである。調達コストの分断を含む、金融の分断（fragmentation）は、金融安定を脅かし得るほか、価格の安定への圧力となり得る。インフレーションは、リスクの側面からだけでなく、実際の給付や年金にも影響し得ることから、インフレのトレンドは、商品テスト、商品モニタリング、商品レビューにおいても勘案されるべきである。金融機関と監督当局は、インフレーションが資産の実質リターンに与える影響（資産の種類ごとの影響の違いを含む。）を投資家が認識できるよう、さらなる施策を講じるべきである。 監督当局は、個人投資家、特に、リスクを理解せずに暗号資産に投資している者に対するリスクを引き続きモニタリングすべきである。 金融機関および監督当局は、環境関連のリスクやサイバー・リスクを引き続き注意深く管理すべきである。
<p>保険セクターに関する主な記述</p>	<ul style="list-style-type: none"> Covid-19の発生以降の不利な状況にもかかわらず、欧州の保険セクターは2022年には良好な状況となっている。前年の落ち込みはあったものの、生保の保険料収入は2021年に前年比で+14%の伸びを示したほか、金融市場の良好なパフォーマンスによって、保険会社の収益性は2019年の水準にまで回復してきている。2022年期初におけるSCR比率の中央値は216%と、保険会社の資本は強固な状況にある。 EUの保険会社のロシア、ウクライナ、ベラルーシ関連の資産へのエクスポージャーは限定的である。金額ベースでは83億ユーロであり、投資資産に占める割合は0.1%未満となっている。また、EUの保険会社の当該3か国における活動も限定的である。 保険セクターでは、現在の危機に高いエクスポージャーを有しているセクターを通じた副次的な影響が生じ得る。それらのセクターにおける損失は、投資の損失を通じた波及効果を有し得

	<p>る。保険会社の銀行セクターへのエクスポージャー、ならびに、エネルギーおよびガスの価格により感応度が高い経済セクターへのエクスポージャーの2つが最も関連し得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> インフレーションとの関係では、保険会社は、資産および負債の両面においてインフレーションの影響を受ける。特に、損保セクターには負の影響を与える。負債サイドでは、インフレーションは、支払い保険金の上昇を通じて影響が生じ得る。保険金のインフレーションは、一般的なインフレ率を上回り得る。 サイバー関連の保険金の支払いは増加傾向にある。相次ぐサイバー攻撃への対応として、保険会社は、サイバー保険の約款の文言をより厳格なものとしている。
--	---

インプリケーション： 欧州の当局は、保険会社と銀行の相互関連性から生じ得るリスクを指摘し続けており、その観点からもシステムック・リスクを注意深くモニタリングしていることが伺える。また、金融機関および監督当局に対し、インフレーションを商品テスト、商品モニタリング、商品レビューにおいて勘案することを求めている点は注目に値する。

(出所) EIOPA 'Joint Committee Report on risks and vulnerabilities in the EU financial system - Autumn 2022'

D: EIOPA、保険の免責にかかる監督上のステートメントを发出（9月22日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、「システムックなイベントから生じるリスクに関連する保険商品における免責にかかる監督上のステートメント」を发出した。同ステートメントは、保険商品の開発者が、保険商品の監督とガバナンス（Product Oversight and Governance：POG）規制に定める要件を満たすことをあらためて求めている。主な内容は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> パンデミックや異常気象、大規模なサイバー攻撃は、公衆衛生や公共の安全、経済、国の安全保障に大きな影響を与える、システムックなイベントとなる可能性がある。 そのようなイベントが生じると、保険商品の保険料が高騰し、あるいは、そもそも保障が提供されなくなることもある。また、これまで明示的もしくは黙示的に保障の対象とされていたリスクが、その対象外（免責）とされることもある。さらに、約款の文言の曖昧さが、保険契約者に不利益をもたらすこともある。 免責に関し、以下のような事項が認められている。 <ul style="list-style-type: none"> 商品の複雑性と約款の文言の曖昧さにより、保障の範囲の不確実性を高めており、また、苦情や訴訟が増えている。 システムックなイベントが生じた後、保険商品の開発者は、適切な商品監督ガバナンスに従うことなく、免責にかかる文言を明確にしたり、また、新たに免責を追加したりしている。 システムックなイベントから生じるリスクを保障するとして販売されている商品について、消費者は必ずしも保障の範囲を適切に理解していない。
本ステートメントの目的	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約におけるシステムックなイベントから生じるリスクの免責にかかる取扱いの監督について、監督上の目線を合わせること。
監督上の期待	<ul style="list-style-type: none"> 潜在的および既存の顧客とのコミュニケーション

	<ul style="list-style-type: none"> - どのような顧客も、販売チャネルにかかわらず、同じ保険から同じ水準の保障と説明を受けることができるべきである。 - 保険商品の開発者は、POGの要件に従い、すべての必要な情報を募集人に提供することが期待される。また、免責を規定する際、過度に広範な免責や曖昧で複雑な表現とならないよう留意すべきである。 • 新商品開発時のPOGプロセスにおけるシステミックなイベントの免責にかかる取扱い <ul style="list-style-type: none"> - 保険商品の開発者は、新商品開発時にターゲット市場を特定する際、免責を考慮すべきである。具体的には、例えば、免責がターゲット市場のニーズに合致したものであるか、消費者が十分に理解できるような開示が行われることとなっているか、等を検証するとともに、免責に関連する契約者への不利益を検知できるよう、モニタリングを行うべきである。 • 約款の文言を明確にする際、もしくは、リスクが引受け不可になった場合の、POGプロセスにおけるシステミックなイベントの免責の適用の取扱い <ul style="list-style-type: none"> - 商品の内容を大幅に変更する場合、保険商品の開発者は、POGプロセスに従うとともに、免責に加えた変更による影響の程度、変更後における商品のターゲット市場への適合性や販売戦略との整合性、変更が募集人の商品特性の理解の水準に与える影響等を評価することが期待される。 • システミックなイベントの免責にかかるPOGプロセスの監督 <ul style="list-style-type: none"> - システミックなイベントの免責にかかる問題が認められた場合、監督当局は、その影響を評価するとともに、必要に応じて、保険商品の開発者が免責に関して十分な対応を行っているかをモニターすべき。 - 保険金の支払い率が低い場合、監督当局は、免責がその要因であるか否かを評価すべきである。
--	---

インプリケーション：金融庁が2022年9月に公表した「保険モニタリングレポート」は、「顧客ニーズに即した商品開発」が求められている旨を明確に示している。顧客のニーズに即した商品の開発および販売が行われることを確保するため、日本の保険会社には、欧州の事例なども参考としつつ、厳格な「商品監督ガバナンス（POG）」を構築および実践することが期待される。

（出所）EIOPA ‘Supervisory statement on exclusions in insurance products related to risks arising from systemic events’

E: EIOPA、サイレント・サイバーにかかる監督上のステートメントを発売（9月22日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、「サイレント・サイバー（non-affirmative cyber）のエクスポージャーの管理に関する監督上のステートメント」を発売した。主な内容は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> • ここ数年、サイバー・インシデントの頻度や複雑さが大きく高まっている。 • 保険は、サイバー・リスクの低減に役立つ一方で、サイバー・リスクに対するエクスポージャーは、保険契約の約款の潜在的な曖昧さを理由として、精査の必要性が高まっている。
----	---

	<p>また、戦争行為としてのサイバー攻撃が一般的な免責事項に該当するかなどといった問題も生じ得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> サイレント・サイバーへのエクスポージャーを特定することは困難であり、したがって、保険会社、監督当局双方が対応すべき事項となっている。
本ステートメントの位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 本監督上のステートメントは、特に、サイレント・サイバー・リスクと保険契約の約款の文言について、欧州のサイバー保険市場に対するEIOPAの期待を示すもの。
監督上の期待（全般）	<ul style="list-style-type: none"> 監督当局は、保険会社と対話を行うとともに、以下のような観点から、より全体的でリスクベースの監督を行うことが期待される。 <ul style="list-style-type: none"> ①保険会社のサイバー・リスクの引受にかかるトップダウンの戦略やアパタイト ②特にサイレント・サイバー・リスクについて、サイバー・リスクの健全な引受を目的とした、リスク・エクスポージャーの特定や測定 ③サイバー保険の引受リスクの管理とリスクの低減策（再保険戦略を含む。）
監督上の期待①（保険会社のサイバー・リスクの引受にかかるトップダウンの戦略やアパタイト）	<ul style="list-style-type: none"> 監督当局は、重要である場合、サイバー・リスクの引受が、量的および定性的なリスク・アパタイトを考慮した形で、保険会社の全体の戦略の主要な部分として、明示的に含まれていることを確保すべきである。 監督当局は、保険会社の管理、経営もしくは監督機関（administrative, management or supervisory body：AMSB）が、サイバー保険の引受にかかる戦略に適切なガバナンスを適用し、また、引受を監督するとともに、それらが保険会社の全体の戦略やリスク・アパタイトと整合していることを確保すべきである。 監督当局は、保険会社が、リスク・アパタイトを遵守する観点から、サイバー・リスクの全体的なエクスポージャーについて、プライシングや資本の十分性をモニタリングし、定期的に調整することを確保すべきである。
監督上の期待②（サイバー・リスクの健全な引受を目的とした、リスク・エクスポージャーの特定や測定）	<ul style="list-style-type: none"> 監督当局は、保険会社が、潜在的なサイレント・サイバー・リスクへのエクスポージャーを速やかに特定し、管理し、モニタリングするとともに、全体的な事業戦略と統合的な、サイバー保険の引受にかかる健全な意思決定を行うことを確保すべきである。 監督当局は、伝統的な戦争やテロにかかる免責に対して必要な注意を向けるよう、保険会社に勧告すべきである。 サイバー保険商品の契約前情報や募集資料には、保険商品の開発者から募集人に情報が伝わり、また、保険契約者が適切な意思決定を行うことができるよう、保障の対象となる主要なリスクと免責にかかる事項を含むべきである。

監督上の期待 ③（サイバー保険の引受リスク管理とリスクの低減策）	<ul style="list-style-type: none"> • 監督当局は、保険会社が量的および定性的な評価を通じて潜在的なサイレント・サイバー・リスクのシナリオを十分に理解していること、また、そのエクスポージャーを評価し、管理していることを確保すべきである。 • 監督当局には、サイバー・リスクの集積を緩和するため、保険会社に対して、利用可能な再保険のキャパシティを定期的に評価し、活用していることを確保することが期待される。 • 監督当局には、保険会社が、ソルベンシーのニーズの評価を通じてサイバー・リスクの管理をサポートしていることを確保することが期待される。現在のリスク・エクスポージャーの評価の結果、保険会社がサイレント・サイバーのエクスポージャーに対して潜在的に大きなリスクを有していると結論付ける場合、それは意思決定やORSAにおいて用いられるシナリオの設計に反映されるべきである。
---	--

インプリケーション：サイレント・サイバーについて、金融庁は、2019年事務年度の金融行政方針において、前事務年度のサイレント・サイバー・リスクを含むリスク評価手法等にかかる実態把握の結果として「大手損害保険会社では独自に保有リスク量の計測を開始している一方で、その他の損害保険会社の中には具体的な対応が行われていない社が認められた」旨を示している。昨今の情勢などを勘案すると、保険会社に対してサイレント・サイバーへのより一層の対応を促す意味も込めて、サイレント・サイバーをあらためて監督上の優先課題として掲げることも有意であると考えられる。

（出所）EIOPA ‘Supervisory statement on the management of non-affirmative cyber exposures’

F: ESRB、欧州連合の金融システムの脆弱性に関する警告を発出（9月22日）

- 欧州システミック・リスク理事会（ESRB）は、昨今の動向を受け、欧州連合の金融安定に対するリスクにかかる警告を発出した。主な内容は以下のとおり。
 - 欧州連合の金融システムは、これまでのところレジリエントであるものの、ESRBは、金融安定に対する多くの重大なリスクを認識している。これらのリスクは同時に顕在化する可能性があり、その場合、それらの影響が増幅され得る。2022年の年初から、テールリスク・シナリオの顕在化の可能性は高まっており、その状況は、最近の地政学的なイベントによって、さらに悪化している。それらの地政学的なイベントは、エネルギー価格や供給に影響を与え、企業や家計のバランスシートにもさらなる影響を及ぼす可能性がある。また、予想を上回るインフレーションは、財政状況を厳しくしており、そのことは金融セクターにおいてストレスを増幅し得る。
 - いくつかの銀行は未だCovid-19に関連する資産価値の下落に対処している中、経済活動における目立った悪化は、信用リスクのさらなる増大につながる可能性がある。資産価格の急激な下落から生じる金融安定へのリスクは引き続き厳しい状況にある。住宅ローン金利の上昇や、家計の実質所得の減少による負債の返済能力の低下は、住宅価格を引き下げ得るとともに、不動産市場に蓄積されたシクリカルなリスクの顕在化の引き金ともなり得る。また、金融システムに影響を与える大規模なサイバー・インシデントの可能性も高まっている。
 - ESRBは、民間セクターの企業、市場参加者および関係する当局がテールリスク・シナリオの顕在化に備えておく必要があると考えている。関係する当局間の緊密な協力とすべての金融セクターおよび市場参加者における健全なリスク管理の実践は、脆弱性に実効的に対応するための鍵である。
 - 銀行は、引当てと資本計画がリスク環境の悪化によって引き起こされ得る期待・非期待損失に適切に対応したものであることを確保することによって、第1の防衛線として機能し得る。それには、ベースラインおよび不利なシナリオに

おける自己資本の予測を積極的かつ定期的に調整することを含む。また、目先の流動性リスクを予想し、それに備えることで、銀行は、目先のレジリエンスを確保できる。マイクロおよびマクロプルデンシャルの資本バッファも助けとなる。

- 銀行セクターを越えた金融安定リスクにも対応が必要である。それには、ノンバンク金融機関や市場ベースのファイナンスの脆弱性への対応とレジリエンスの強化が必要となる。マクロプルデンシャル・ツールが利用可能でない場合、当局は、金融安定リスクの顕在化の影響を緩和し、市場の機能が損なわれないことを確保するため、監督上の権限を行使する必要があるかもしれない。関係する当局は、リスクを注意深くモニタリングするとともに、必要な場合には、ノンバンク金融機関との監督上の対話をより緊密に行うべきである。ノンバンク金融機関は、リスク管理の適切な実施と監督上のガイダンスの遵守によって、自らのレジリエンスを高めることができる。

インプリケーション： ESRBは、金融安定に対する重大なシステムック・リスクが識別され、そうしたリスクについてフラグを立てる必要がある場合、欧州連合における脆弱性に関する警告（warnings）を发出することとなっている。2016年9月、2019年6月および2021年12月には住宅用不動産セクターにおける中期的な脆弱性に関する警告が发出されているものの、金融システムにおける脆弱性について警告が发出されたのは今回が初めてであると見受けられる。金融システムの安定に対する懸念が高まっているものと考えられる。

（出所） ESRB ‘ESRB issues a warning about risks to EU financial stability’

G: 英 FCA、生活費の高騰を受けた消費者への対応を保険会社に要請（9月29日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、消費者が生活費の高騰に大きな影響を受け、また、特に、低所得層の家計が最も影響を受けていることを鑑み、保険会社に対して、顧客の福祉（well-being）を保護するよう通達を发出した。主な内容は以下のとおり。

消費者に対する責務	<ul style="list-style-type: none"> 2022年7月に公表した「消費者に対する責務（Consumer Duty）」は、消費者に良い成果（outcomes）を提供するために保険会社が消費者に対して提供することを期待する「注意義務（standard of care）」にかかる高い期待を定めている。
弱い立場にある顧客	<ul style="list-style-type: none"> 顧客が財政的に困難な状況にある場合、保険会社は、それらの者に対して適切なサポートを与えるべきである。どのようなサポートができるかを検討するに際し、保険会社は、以下の事項を検討できる。 <ul style="list-style-type: none"> - 顧客のリスク・プロファイルの再評価 - 顧客のニーズを満たすより良い商品の検討 - 上記の評価と整合する形で顧客の保険契約を調整するための手数料の放棄 - 解約手数料の放棄（顧客を公正に取り扱うことを確保するために必要と認められる場合） - プレミアム・ファイナンスにかかる金利や手数料の徴収の一時停止、減額もしくは放棄、支払いの減額の許容、債務の返済のための合理的な時間や機会の提供、返済計画への合意、期間の見直し等
過少保険と無保険（uninsured）	<ul style="list-style-type: none"> 過少保険（underinsurance）にかかるリスクの増大や基本的な商品の普及から、保険会社は、保険契約の提案を行う際、その商品が顧客の需要やニーズを満たしていることを確保するとともに、商品に関する適切な情報が顧客に提供されることを確保することが重要であ

	る。そうした情報には、保障の概要や免責にかかる情報を含まなければならない。
プレミアム・ファイナンス	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、非投資保険商品（プレミアム・ファイナンス付きで販売する場合を含む。）が顧客にとって公正な価値を提供しているかどうかを検討しなければならない。保険会社は、公正な価値の評価の一環としてプレミアム・ファイナンスを検討する必要がある。 保険会社は、プレミアム・ファイナンスにかかる追加的なコストをどのように検討したのかを説明できるべきである。保険会社は、また、プレミアム・ファイナンスにかかるコストに関する明確な情報を消費者に提供し、また、プレミアム・ファイナンスは保険契約をより高額なものとしていることを明確にしなければならない。
サービスの水準	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、カスタマー・サポート機能におけるコストを削減しようとする際、それが顧客に与える影響を勘案することが期待される。「消費者への責務」では、保険会社は、リテール顧客のニーズを満たし、また、（保険金の支払い請求や契約の転換など）商品のライフサイクルにおいて合理的でない障壁に直面しないことを確保するよう、リテール顧客に対するサポートを設計し、提供する必要があると定めている。顧客が保険契約を変更することで保険料の節約を望んでいる場合、保険会社は、自動更新をキャンセルするための容易で利用可能な選択肢を消費者に提供しなければならない。
保険金支払い請求	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、正当な支払い請求に対する保険金の支払いを不当に遅らせ、もしくは、潜在的に拒否する追加的なプロセスを導入しないことが重要である。

インプリケーション：FCAが示した対応の多くは、顧客本位の業務運営とも方向性を同じくする、適当なものであると考えられる。他方で、「弱い立場にある顧客」への対応として示された例のいくつかについて、金融庁が2020年4月に保険会社に対して発出した要請とその帰結なども勘案すると、監督当局が特定の行動を保険会社に対してどこまで一律の対応を求めるべきものであるかは悩ましい点であると思料される。

（出所）FCA ‘Financial watchdog warns insurers to protect customers’ wellbeing during cost of living squeeze’

H: EIOPA、2023～2026年の戦略を公表（9月30日）

■ 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2023～2026年の戦略を公表した。主な内容は以下のとおり。

サステナブル・ファイナンス	<ul style="list-style-type: none"> EUの市民やビジネスの利益のために、サステナブルな保険および年金の構築（プロテクション・ギャップへの対応を含む。）に貢献する。 <ul style="list-style-type: none"> EIOPAは、サステナビリティ・リスクの特定と評価におけるプロフェッショナル・センターとなり、保険会社の気候変動やその他のサステナビリティ・リスク（グリーンウォッシングに関連するリスクを含む。）の低減や適応への努力に付加価値を提供することを目指す。 EIOPAは、気候ストレス・テストを定期的実施していく。また、サステナビリティ・リスクを取り込んだ監督の枠組みを構築する。 リスクの構造的な評価やオープン・ソースのモデルやデータの一層の利用により、気候変動やサイバー、パンデミックなど、社会に対して潜在的にシステミックな影響を与え得るリスクを特定していく。
---------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> - EIOPAは、プロテクション・ギャップを特定する作業を加速させる。
デジタル・トランスフォーメーション	<ul style="list-style-type: none"> • データ・ドリブン・カルチャーのさらなる促進などを通じて、監督当局および業界が、デジタル・トランスフォーメーションのリスクを低減し、また、その機会をとらえることを支援する。 <ul style="list-style-type: none"> - EIOPAは、最新の監督上のガイダンスや好事例を提供し続けるため、最新の金融イノベーションやデジタルのトレンドにキャッチアップしていく。 - EIOPAは、実効的な規制・監督上のツールを開発することを目指す。それにより、デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法を実施することなどを通じて、デジタル的にレジリエントな社会、かつ、オペレーショナル的にレジリエントな業界への安全なトランスフォーメーションに貢献する。 - EIOPAは、データの利用可能性と標準化を進めて行く。それにより、健全な欧州のデータ・エコシステムの構築に貢献する。 - EIOPAは、デジタル環境が大きく進化する中、新たな技術やビジネス・モデルへの理解を深め、分析スキルを高め、また、より効果的なデータ・ドリブンの監督カルチャーの創生を目指す。
監督	<ul style="list-style-type: none"> • クロスボーダー・ビジネスの増大も踏まえ、欧州全域において、健全で、効率的で、かつ、一貫した健全性およびコンダクト監督を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> - EIOPAは、EU域内における監督上のコンバージェンスをより一層強化する。サイバーやサステナビリティなど、新たなリスクやエマージング・リスクの監督については、EIOPAは、EUレベル、また、可能であれば、グローバル・レベルで、初期の段階からコンバージェンスを達成することを目指す。 - EIOPAは、よりシンプルで、デジタルで、明確な情報を提供し、顧客本位に設計されたより良い商品の必要性を主張し続ける。また、デジタルや金融リテラシーの向上を通じて、商品へのアクセス可能性を改善する。
政策	<ul style="list-style-type: none"> • 新たな水平的な規制や、変化し、成長し続ける社会のニーズをとらえた、高品質のアドバイスと政策を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> - EIOPAは、サステナビリティやサイバー・リスクに対応するため、ビジネス・コンダクトの監督の枠組みを高度化させる。
金融安定	<ul style="list-style-type: none"> • 金融セクターのリスク、脆弱性、顕在化している脅威の分析に特に焦点をあて、金融安定をさらに高める。 <ul style="list-style-type: none"> - EIOPAは、監督当局が、エマージング・リスクを特定し、評価し、また、それに対応するための十分な監督上のツールを有することを確保する。EIOPAは、マイクロおよびシステミック双方のレベルでリスクと脆弱性および危機への対応状況を評価するための包括的なツールキットを提供する。

インプリケーション：今後の監督の方向性を示唆する内容も含まれた戦略となっており、非常に興味深い。サステナビリティや金融安定は当然のことながら、「デジタル的にレジリエントな社会、かつ、オペレーショナル的にレジリエントな業界への安全なトランスフォーメーション」は非常に重要なテーマの一つであると考えられ、監督当局がどのように取り組んでいくのか、注目に値する。

I: 星 MAS、流動性リスクの管理およびストレス・テストの強化を要請 (9月30日)

- シンガポール金融管理局 (MAS) は、2021年2月に改正案を市中協議に付した、保険会社のERM、資産運用および情報開示に関するそれぞれの通達 (Notice) を最終化した。改正された各通達は、2023年1月に発効する。
- 3つの通達のうち、ERMに関する通達 (Notice 126) では、保険会社のERMの枠組みにおいて、リスク管理、ソルベンシー、資本管理に加え、流動性管理を含めることを規定するとともに、ERMの枠組みで対応する重大なリスクの一つとして、集中リスクを追加している。主な内容は以下のとおり。

<p>流動性リスク管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、ORSAの一環として、流動性リスク管理のプロセスを確立する。それには、平常時およびストレス時において制約なしに流動化できる (unencumbered) 流動性資産ポートフォリオの維持と流動性ニーズを満たすためのコンティンジェンシー・ファンディング計画の策定を含む。 • 保険会社は、異なるストレス・シナリオの下で流動性ニーズを満たす能力を評価するため、プライマリーとセカンダリーの二つのバケットから成る流動性バケットの枠組み (liquidity bucketing framework) を設ける。プライマリー・バケットは、最も高い信用度と市場の流動性を有し、ストレス時においても短期間で流動化できる資産 (現金・要求払預金、B格以上のソブリン、政府発行のMMF等) で構成される。 • コンティンジェンシー・ファンディング計画には、①関係する者の責任と役割を明確にしたガバナンス・プロセス、②潜在的な流動性ストレス・イベントにかかる早期警戒指標の特定のための手順、③流動性ポジションのモニタリングのための定量的な指標、④多様な流動性の調達源の特定 (調達時期および方法を含む。)、⑤ストレス時における流動性不足に対処するための戦略、⑥ストレス時における資産の売却にかかる制約、等を含む。 • 保険会社は、事業継続分析の一環として、平常時およびストレス時における保険会社の全体的な流動性の十分性を評価するため、流動性リスク管理の分析を行わなければならない。 • 流動性リスク管理の分析には、①流動性資産ポートフォリオの決定方法、②流動性リスクにかかるアパタイトとリミット、③リスク・アパタイトとリスク・リミットに照らした現状の流動性ポジションの評価、④流動性リスクを管理するための戦略、方針および手続き、⑤流動性ポジションを高めるための潜在的な脆弱性とアプローチ、⑥流動性ストレス・テストの結果、⑦流動性ポジションにおける変化の要因の分析、等を含む。
<p>事業継続分析とストレス・テスト</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、事業継続分析を行う際、ストレス・テストを実施しなければならない。ストレス・シナリオは、直近の関連する重要なリスクを勘案し、マクロ経済のストレス要因に対する保険会社のバランスシートのレジリエンスを評価し、また、重要なカウンターパーティ・エクスポージャーにかかるストレス・イベントの影響を評価するものでなければならない。 • マクロ経済ストレス・テストを設計する際、保険会社は、主要なリスク・ドライバーを特定し、予測期間を定義しなければならない。また、保険会社は、その財政状態に影響を与え得る広範なイベントや変化 (例えば、信用スプレッドの大幅な変動、株価や不動産価格の下落、主要

	<p>な通貨の国債のスプレッドの変動などの投資関連のショックや、新規事業のプレミアムの下落、解約失効率の上昇などの非投資関連のショック。)を特定しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 流動性ストレス・テストを設計する際、保険会社は、広範な流動性ストレス・シナリオ（短期の、長期化する、市場全体の、あるいは、保険会社固有のシナリオなど）、および、いくつかの時間軸（7日、30日、90日もしくは1年など）を勘案しなければならない。また、保険会社は、保険会社のキャッシュフローや流動性ポジションに影響を与え得る厳格で起こり得るシナリオを特定しなければならない。
--	--

インプリケーション：保険監督者国際機構（IAIS）は、「保険セクターにおけるシステムック・リスクの評価および削減のための包括的枠組み（Holistic Framework）」の一環として、流動性メトリックス（フェーズ2）の策定を進めており、2022年第4半期に最終化することを予定している。MASが改正したERMに関する通達では、流動性リスクの管理の強化を求めており、国際的な動きと整合するものであると考えられる。同通達は、シンガポールに拠点を有する日本の保険会社や日本の保険監督における流動性リスクの管理の方針にも何らかの影響を与え得るものであると考えられる。

（出所）MAS 'Notice 126 Enterprise Risk Management ("ERM") for Insurers'

J: EIOPA、バンカシュアランスに対する警鐘を発信（10月4日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、信用補償保険（credit protection insurance：CPI）について、保険商品の開発者から保険募集人に対して支払われる高い手数料にかかる事項に対応するための施策を講じ、また、バンカシュアランスのビジネス・モデルにおける有害な利益相反を回避することにより、商品が公正な価値を消費者に提供していることを確保するよう、保険会社と銀行に対して警鐘を鳴らした。主な内容は以下のとおり。

発見事項	<ul style="list-style-type: none"> 保険料収入の大部分（a significant portion）が銀行の手数料に充てられている。一方で、消費者に対する保険金の支払額は、平均で保険料収入の30%を下回っている。 2018年から2020年の間において、銀行に支払われた手数料の水準は、住宅ローンCPIの半数以上について30%～70%、消費者信用CPIの2/3以上について40%～80%、クレジットカードCPIの大半について40%～90%であった。 大半（74%）の銀行は、CPI商品の販売にかかるコスト配分モデルを有していない。そのことは、銀行に対して支払われる高い手数料は銀行が負担するコストに見合ったものであるかどうかを裏付けることができないことを意味する。 銀行と戦略的パートナーシップの関係にある、もしくは、銀行と同じグループに所属する保険会社（保険会社の63%を占める。）は、非独占的な募集の取極めがある場合と比べ、より高い手数料を支払っている。 大半（83%）の銀行は、与信商品と紐づいたCPI商品を販売しており、消費者は、保険を自由に選択することができない。
EIOPAの期待	<ul style="list-style-type: none"> CPI商品の開発者 <ul style="list-style-type: none"> CPI商品の開発者は、商品が特定されたターゲット市場のニーズを満たすように設計されていることを確保すべきである。そのためには、商品の承認プロセスが、関連するバンカシュアランスのビジネス・モデル、CPI商品、ターゲット市場の複雑さやリスクと整合したものとす

	<p>て設計されていなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社と銀行は、銀行がCPI商品の実質的な共同開発者であるか、また、商品監督ガバナンス（POG）の要件を遵守しているかを評価すべきである。また、銀行が共同開発者として公式に指定されている場合を除き、POGのシステムや統制が、商品設計における銀行の過度な影響を回避するに足るものであることを確保すべきである。 - 商品の開発者は、商品がターゲット市場に価値を提供しているかどうかを評価すべきである。それには、すべてのコストが商品開発および販売にかかる費用に見合ったものであるかどうかの評価を含む。 - 商品の開発者は、保険を販売する銀行が、商品の承認プロセスの目的や販売スキームに沿った行動をしているかをモニターすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> • CPIの販売取極め <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社と銀行は、募集と手数料の取極めを評価し、レビューすることが期待される。保険会社と銀行は、手数料の水準が商品の販売にかかる費用やターゲット市場に提供されるベネフィットに見合ったものであるかどうかを評価すべきである。
<p>今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> • EIOPAと監督当局は、CPI市場のモニタリングを優先的に行う。保険会社や銀行が、保険募集指令（IDD）やPOG委任規則に定める要件を遵守していない場合、監督上の措置が講じられることとなる。 • EIOPAは、本警告を受けて保険会社や銀行が講じる対応をモニタリングする。

インプリケーション：日本の保険セクターにも関連するテーマであると考えられる。顧客本位の業務運営の確保の観点から、銀行窓販の手数料の体系の開示など、より一層の透明性の向上が求められよう。監督当局のさらなる取組みが期待される。

（出所）EIOPA ‘EIOPA calls for better value for money in bancassurance in warning to banks and insurers’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

小林 正幸 / Masayuki Kobayashi (記事I)

マネジャー

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてののみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

